（差押状等執行の場合の立会い）

第266条　警察官は、検察官又は裁判長若しくは裁判官の指揮を受けて、差押状又は捜索状を執行する場合は、他の警察官を立ち会わせなければならない。

（関東管区警察局の警察官が行う捜査への適用）

第275条　関東管区警察局の警察官（警察法第61条の３第１項の規定による指示により派遣された者を含む。）が行う捜査に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

［略］		
第20条第１項及び第３項、第73条第１項、第78条第１項、第101条の２第１項、第102条第１項、第112条第１項（第151条第１項において準用する場合を含む。）及び第２項（第151条第２項において準用する場合を含む。）、第112条の２第１項（第151条第１項において準用する場合を含む。）、第119条第２項（第163条において準用する場合を含む。）、第120条第２項、第126条第３項、第130条第１項及び第３項、第136条の２第１項、第137条第２項（第189条第５項において準用する場合を含む。）、第154条の２第１項、第154条の３第１項及び第５項、第168条第３項、第187条、第193条並びに第252条	警察本部長又は警察署長	関東管区警察局長
［略］		

（差押状等執行の場合の立会い）

第266条　警察官は、検察官又は裁判長若しくは裁判官の指揮を受けて、差押状、記録命令付差押状又は捜索状を執行する場合は、他の警察官を立ち会わせなければならない。

（関東管区警察局の警察官が行う捜査への適用）

第275条　［同左］

［同左］		
第20条第１項及び第３項、第73条第１項、第78条第１項、第101条の２第１項並びに第102条第１項、第112条第１項及び第112条の２第１項（これらの規定を第151条第１項において準用する場合を含む。）並びに第119条第２項（第163条において準用する場合を含む。）、第120条第２項、第126条第３項、第130条第１項及び第３項、第136条の２第１項、第137条第２項（第189条第５項において準用する場合を含む。）、第154条の２第１項及び第５項、第168条第３項、第187条、第193条並びに第252条	警察本部長又は警察署長	関東管区警察局長
［同左］		